

2017 6月 一般質問 全貌

(前住議員) 傍聴にお越しの皆さん、またインターネット中継でご覧くださっている方々、ありがとうございます。5番前住孝行です。

先月13日に第1町民体育館にて、総合型地域スポーツクラブ若桜クラブ主催の体力測定がありました。例年行われている行事で体力維持に意識のある方が20名程度参加されています。握力、反復横跳び、立ち幅跳びなど、小中学校で行われている体力テストと同様の項目で体力の状況を数値化するようになっていました。また、65歳以上は開眼片足立ち、10メートル障害物歩行などがあり、年齢に応じたテスト項目になっております。今回はそれ以外にも新たに50メートル走を追加しようとして準備しておりましたが、雨天のため室内で30メートル計測会を行いました。100分の1秒まで測れ、電光掲示板に記録がパッと出るようにしたところ、参加者は何度も挑戦される姿がみられました。75歳の方も1度ではなく2度挑戦されていて、自分の体力の現状について記録として残されるいい機会になったと思います。本年3月に若桜町健康づくりの推進に関する条例が制定され、他のスポーツ教室も新会員が増えてきています。八幡広場も毎日のようにプレーされている姿を見えています。こうして健康寿命しっかり伸ばすことで町名どおりの「若さ」が保てると思います。どうしても運動前は少しおっくうな気持ちになりますが、そこを一步越えれば運動のすばらしさを感じます。よりたくさんの方に自分の体力に関心を持っていただきたいと考えます。

それでは通告させていただいています3つの質問に移りたいと思います。

町民体育館の利用促進について

まずは、町民体育館の利用促進についてです。平成28年度は耐震補強工事の関係で利用がなかったのですが、近年の第1町民体育館、第2町民体育館の利用状況について、どれくらいの人数がどのような用途で使っておられるのかお尋ねします。

(川上議長) 答弁を求めます。新川教育長。

(新川教育長) 前住議員から第1、第2町民体育館の利用状況についてのご質問についてお答えをいたします。まず第1町民体育館の利用状況についてであります。利用者数は平成27年度は8,596人、平成28年度は4,706人でした。ご質問にもありましたように平成28年度は10月から3月までの6ヶ月間、耐震補強工事を行ったことに伴う施設が利用できませんでしたので、前年対比で3,890人減少いたしております。施設利用の内容は体育協会のソフトテニス部、バスケットボール部、卓球部がそれぞれ毎週曜日を決めて利用いただいております。その他といたしましては、スポーツ少年団卓球部、硬式テニス部、また個人での運動などでも毎週利用いただいておりますような状況でございます。

次に第2町民体育館についてであります。利用者数は平成27年度2,303人、平成28年度2,934人という状況でございます。利用の内容につきましては若桜クラブのサッカー

教室や踊りの練習、こども園や若桜学園の保護者会等の行事、その他、氷太くんの宿泊団体の利用などとなっております。

(川上議長) 前任孝行議員。

(前任議員) はい。これはもう質問ではなく質疑になるのかなというふうに思っているんですけど、この数字を踏まえて、教育長としてこの数字は多いというふうに思われているのか、少ないんじゃないかなと思われているのか、ちょっとその辺、所見を伺いたいと思います。

(川上議長) 答弁を求めます。新川教育長。

(新川教育長) はい。多いか少ないかちょっと一言では申し上げることはできませんが、人口から見れば、人口より少なかったらこれは大変少ないなあというふうに思うわけですが、体育館の利用ということで町民ばかりの利用ではないなあと思いますし、その他、町外で運動されているということもございます。また、屋外でのスポーツ、それから屋内運動場ですか、ああいったところのスポーツなり、それから競技こういったことも考えられますので、なかなかこの数字だけで多いか少ないか、ちょっとなかなか申し上げることはできないなあというふうに思います。住民の皆さんができれば自発的にスポーツに触れる機会ということを教育委員会の方でも提供できたらなあというふうに思ひまして、少しでも多くの皆さんの利用を、期待をしておるようなことでございます。

(川上議長) 前任孝行議員。

(前任議員) はい。確かにこの体育館以外でもいろんな運動ができるので、そういったところも踏まえると数字としてはね、なかなか良い、悪いていうのは言えないかもしれませんが、やはり何かあまりまだ利用っていうか、空いている時間というか、すごいもったいないなあっていうこともあります。それで、時間によっては競合したりすることも多いと思うんですけど、その辺は上手にやられているんじゃないかもしれませんが、もうちょっとこう時間を、この団体が使いたいんだけど、何か、というようなね、トラブルじゃないですけど、そういったことが起こるぐらい、何か利用ができたらなあというふうに僕自身は考えております。それで第1町民体育館ですけど、外を歩かれる方も多いんですが、暑い中とか、熊や鹿とか出ると怖いということで、町民体育館の中を歩いておられる方もあったりして、そういう使われ方もあるのかなというふうに思ったりしているところです。

それで2番の方に移りたいと思うんですけど、町報の4月号をちょっと見させていただいたら、この両施設っていうのは、災害時の指定避難所となっていました。実際に避難所となった場合に運営しないといけないと思うんですけど、そういった状況になっているのか、どうかお尋ねいたします。町長ですね、お願いします。

(川上議長) 答弁を求めます。小林町長。

(小林町長) はい。町民体育館は災害時の避難所となっているが、実際に避難所となった場合に運営できる状況になっているのかという御質問でございますけども、第1町民体育館は収容面積が1,900㎡で収容人員は950人、第2町民体育館は収容面積は1,600㎡で収容人員は800人としておりまして、地震、水害などの避難所として利用するよう若桜町地域防災計画に定めております。第2町民体育館は平成22年度、第1町民体育館は昨年度耐震工事を行っ

ており、避難所としての安全性も確保しております。しかしながら、実際被災された方の避難所の生活をインターネットなどでみると、特に生活空間や設備についての不満が多く、そのため多くのストレスを感じながら生活している実態が見受けられます。また、ストレスから健康を害する例もみられます。そのため快適な温度、新鮮な空気、プライバシーの確保などが重要であると考えております。また、高齢者でも使いやすい簡易トイレの設置や仮設部分の設置なども運営していく上で、備えなければならないものもたくさんあります。このように今のままでは決して十分な備えにはなっておりませんので、今後は施設の収容人員など、防災計画の見直しや備蓄部品の拡充などをしていく必要があると考えておりますし、町民体育館を避難所として開設して運営する際には、情報収集や食事の供給など多くの業務があり、たくさんの協力者が必要となってまいります。

避難所の運営については自主防災組織などの協力を得ながら、円滑な自主運営体制の確立を図っていく必要があります。そのための準備として避難所の開設運営訓練をしていく必要がありますので、平成29年度の防災訓練では避難所運営訓練を行い、自治会の役員さんなど50名の方に参加していただいておりますし、また、昨年度の防災訓練では福祉避難所の設置、運営訓練を実施し、マニュアルの検証を行いました。今年度は9月に防災訓練を予定しております。避難所の運営訓練としてマニュアル作りや役割分担、段ボールを使って間仕切りを作るなどを計画しております。災害対策は日頃の訓練が大切であります。これからも防災訓練などを通して防災意識を高めながら、相互扶助ができるような協力をお願いしていきたいと思っております。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。本当に体育館施設、実は私5月に植樹祭に参加せずに、熊本の方に研修に行かしていただいておったんですけど、やはりそこでもやっぱり体育館施設っていうのは本当に避難所として本当に重要な役割を果たす場所だっていうことを学んできました。それで、ちょっとその中で、そうですね、避難所として、あと運営するのにやっぱり人っていうか、の確保っていうのは大事だなということで、先ほど町長も言われましたように、近隣自治体の自治会長さんとかと連携しながらされるということは本当に重要だなというふうに思いました。それで、先ほど情報や食事のこともありましたけど、本当に電話施設が第1町体にはあるんですけど、第2町体にはないなということで、その辺は無線機とかで対応することになったりもするのかなあと思ったりしますし、でも、第2町体の方はちょっと炊き出しとかはなかなか難しいかなあと思ったりもして、その辺もまたいろんな防災訓練のときとかで確認ができたらなというふうに思ったりしたところです。

また、ちょっと何か話が戻ることになるかもしれませんが、3番に移りたいと思います。それで、その町民のこの体育館使用料の無料化っていうのは本当に他町から比べたら魅力的なことではあるというふうに思っております。ですが、何かもう少し魅力を、少しお金を取ってでも、何か魅力づくりができたらなというふうに考えます。例えばということで第1町民体育館にトレーニング器具、以前もありましたがトレーニング器具、第2町民体育館にボルタリングの施設を設置してはどうかと思います。それで、町長、教育長の

所見を伺いたいと思うんですけど、どちらかでもよろしいですのでよろしく申し上げます。答弁を求めます。新川教育長。

(川上議長)

(新川教育長)

はい。町民体育館に少しお金をかけてでもより使いやすいことを考えていくべきではないか、例えばトレーニング器具やボルダリングの施設を設置してはどうかと具体的なお提案をいただきました。教育委員会ではスポーツを通じて幸福で豊かな生活を送ることができるようスポーツ環境の整備に取り組んでいるところですが、現在第1・第2町民体育館の利用については公益性を重視し、健康づくりや体力維持増進等の取り組みについて無料でご利用いただいております。先ほどの御質問にもありましたが、第1町民体育館では耐震補強工事に加えまして階段への手すりの設置や昇降機能を有したLED照明器具に交換するなど、体育活動のみならずさまざまな場面での利便性につながるものと考えて改修を行っております。このような施設整備の安全性の向上を進める一方で、第1町民体育館の2階にありましたトレーニング器具やランポリンなどは老朽化や使用者が極めて少ないために廃止をしたという経緯もございます。

近隣の町では岩美町と八頭町にトレーニング器具を設置した施設がありますが、いずれも設備が老朽化しており、使用者はほぼない状況と伺っております。また、トレーニングの利用者もおかれておらず現在のところトレーニング器具の更新予定もないようであります。このようなことから、どの程度のレベルの器具かにもよりますが、トレーニング器具の設置につきましては町民のニーズを詳細に把握していないため、明確なお答えはできませんが、現時点では器具の設置はなかなか難しいのではないかとこのように考えております。また、ボルダリングの設置につきましては、このスポーツは2020年の東京オリンピックの競技種目に決定しているスポーツクライミングの1つで、年々競技人口も増加してきており、県内の公共施設等でも設置場所がふえつつあります。本町でも氷ノ山自然ふれあい館、響の森に幼児向けのクライミングウォールが今年3月に設置され、体感された幼児の多くが高さ1.8mの壁に挑んでいると伺っております。この設備は幼児向けでもあり、小学生以上の子どもさんが取り組めるものも欲しいという声も聞いておられるようでございます。第2町民体育館は、第1町民体育館に比べて利用者数も少なく床面積が狭いもののボルダリングの壁面を活用したものであれば普段の使用や災害時の際にもあまり支障がないものと考えられます。ボルダリングの導入を検討する際にはソフト面の整備、取り分け指導者の確保や体験のプログラム及び安全性の確保などが重要になってくるものと思います。いずれにしましてもご提案のあった体育施設の機器の設置につきましては、今後町民ニーズを踏まえ体育協会や若桜クラブなど関係団体と議論しながらしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

(川上議長)

前任孝行議員。

(前任議員)

はい。ありがとうございます。ちょっとここに町長って入れたのは、第1町体のトレーニング器具ですけど、これ結構筋力トレーニング的なものにすれば男性の利用者、利用者っていうのが増えるんじゃないかなっていうふうに思っています。それで、若桜クラブでも結構教室するんですけど、どうしても女性の方の参加が多くて男性が参加できるような教

室ってなかなか難しいっていう状況があつて、ちょっとこういった道具を使って筋力的なことだったら男性も参加できんかなというふうに思つて提案させてもらっているところですし、また、何か認知症予防にいいって言つておられる方もあつて、筋トレとかすることが、そういったことにも広がるかなというふうに思つてちょっと町長にもちょっと名前を上げさせてもらったところです。

また、ボルタリングのほうですけど、本当に以前もちょっとこの場でも何回か出させてもらいましたけど、若者もすごい注目しております、先ほど教育長が言われたように響の森にも私も上がってみました。やっぱり他のイベントもしているんですけど、そのボルタリングの施設本当に低学年向けみたいな感じなんですけど、もう常に人がいて、何回もチャレンジしているというような様子を伺いました。また、そこに若桜町のちょうど他の保護者の方も来ておられて、これ、いいなというようなことを言っておられましたし、また、若者のちょっとメンバーの1人で、ちょっと鳥取の県民体育館にもありますし、湖山の方にも個人でやられているところがあつてそこでされているところに参加した人がおられました。それで、その人はたばこを吸っていたんですけど、そのボルタリングの目標がどんどんレベルが高くなってくると、どうしても届かない、落ちてしまうっていうようなことで、たばこを止めて、それで体重も落として走るし、そういった何か家族にもたばこを止めて喜ばれているというような状況もあつて、そういったことがもしその人1人ではなくて、こういった施設でより健康に体力向上に努められるような環境があればなというふうに思つて、質問させてもらっております。そのことを踏まえて町長の所見を伺います。答弁を求めます。小林町長。

(川上議長)

(小林町長)

はい。トレーニング器具でございますけども、以前、町体にいろいろな大きな物を置いたんですけども、はっきり言つて誰も使うものがない、それから指導者もない、危険性があるというようなことから、これが結局使わずじまいというようなこと。それから氷太くんの方にも置いておりますけど、これも使っていないというようなことがございました。一方、今度地方創生なんかで伯耆町なんかでトレーニングセンターを設けて、特別に建物をちゃんとこしらえて、それ専門のやっぱり指導者がおるというようなことで健康づくりを始めているというよなところも各県下でも段々出てまいったというようなこともありまして、私ははっきり言つてあそこのふれあい広場のあそこの施設ですね、1階を、あそこにああいうのを使つておりますけど、実際にはあれぐらいの広さなんかの方が一番、ちょうどいいと思うんですよね、体育館のただ広いところに置くと思うんです、そこはちょっと今、町民福祉課の方が使つておられますけども、高齢者の皆さんの体操に使つておりますけども、何かそういう場所が本当はあれば、それから、できたらなということも思つておるところでもございますけども、やっぱり使う方が本当に特定をされていたんです、その当時は、前はね。ですけど、そういうようなことがありますから、本当にそれが本当にそれが利用者ができる体制をこしらえるなら、ちゃんとしたところをこしらえていかなければいけないなということをおもつておるところでもございます。

それからボルダリングですかいね、これは響の森にあるというようなこともあったりい

たしまして、こういうのは少し考えてみてもいいと思っておりますけども、しっかり体協やそういうところで議論をしてほしいなと思っております。私は若桜町も体力づくりの条例も出しておるわけでご覧しまして、そういう面で小さい子でも挑戦できるようなことがあれば、これはやっぱり考えてみてもいいなということを思っておりますので、そういう面でどこがいいか、あるいはそういうようなことをしっかり体育協会や教育委員会と議論をしていただければそういうことの予算化ぐらいは私はさせていただきますけども、そのところがしっかりと、作ったはいいけど何だというようなことでは困るわけですので、時間もありますからしっかりそういう議論をして、私はそういうものでも考えたから十分にいけるとは思っておりますけども、場所やら人もちゃんと要るかもわかりませんし、そういうこともしっかり議論してほしいと思っております。はい。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。確かに筋力トレーニングとか、多分自分1人ではなかなか難しく、本当指導者っていうのがあって、よりその人にあったトレーニングとか、過度にやりすぎてもいけませんし、そういったところも、人も必要なのかなというふうに思ったりしています。それで、ボルダリングのことについてちょっとたまたま県の体育協会の油野会長、恩師なんですけど、と話をすることがあったときに、やれやれって言ってくれて、やれやれって言われても僕ができるわけじゃないけど、またちょっと町長と話をしてみますということで、この場を借りてあれなんですけど、それで、第2町民体育館はちょうど肋木があって、肋木があるところはすごい何もないところより安価でもできるっていうことで、ちょうどこの肋木も多分ほとんどもう使うことがないだろう、施設っていうか、ものになっているんですけど、それはまた有意義に使えれば本当にいいなというふうに思います。

そういう観点で第2町民体育館を眺めると、何か、すごいいいものができそうな感じがあってステージもあるんで、大会とかも呼べるんじゃないかなというふうなものだなというふうに勝手に想像を膨らましておるところです。また、いろんな団体と協議しながらいい方向になればなというふうに思っておるところです。今回はこの体育館利用の促進ということで話さしていただきましたけど、僕自身農作業で草刈りとか、田んぼとかやったりするの、本当に農作業すること自体が本当に運動だなというふうにも思っておるところです。それで、本当に草刈りするだけでもすごい汗かきますし、その農作業した後にまた新たに運動せえというのは、僕は言えないなっていうぐらい運動量は多いというふうに思っています。しかし、なかなか高齢になってこられて離農される方っていうのがあろうなというふうに思って、それで、そういう方のために八幡広場のグラウンドゴルフの環境もありますし、また、こういった、グラウンドゴルフは苦手だがよってという声も聞いています、声も聞きますのでそういった方々がこういったトレーニング施設やひよっとしたらボルダリングはないかな、というようなもので体力向上ができたならなと、体力維持ができたならなというふうに思って質問させていただきました。

情報発信について

では、続きまして2番の情報発信について移りたいと思います。4月の27日の定期監査の指摘の方でも若桜町のホームページの更新について指摘があったようです。昨日の全員協議会の中の監査の報告で聞かせていただきました。僕の質問より鋭いところを結構指摘されていましたのでもう質問せんでもいいかなというふうに思ったりもするんですが、若桜町のホームページのアクセス数の傾向とリニューアルの内容検討状況、またリニューアルされるなら、その時期などについて伺いたいと思います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。ホームページは町民の生活に係わる情報、役場の各課の仕事、観光情報、イベント、この議会での議論等のお知らせをし、町民は元より町外の皆様に対して、若桜町が何をやっているか、どんな町なのかを知っていただくための情報発信の有効な手段として捉えております。そういう位置づけの中、平成26年度～28年度まで過去3年間のアクセス状況を見ますと少ない月で約3万件、多い月で16万件のアクセス数となっております。また、年間で見ますと平成26年度は58万5,000件、平成27年度は75万7,000件、平成28年は85万9,000件のアクセス数で平成26年4月にホームページをリニューアルしてから年間アクセス数は増加傾向となっております。また、5月末のふるさと創生課の定期監査においてホームページはふるさと創生課がチェック機能を発揮して速やかに管理体制を整え対応するよう指摘を受けたところでありまして、閲覧された皆様に有用な情報を提供するため、6月16日に担当者を集めて情報化推進委員会を開催し、ホームページの管理やSNSの有効活用、さらには報道各社への情報提供の仕方等の共通意識の醸成を図ったところでございます。

なお一層、ホームページに置ける情報発信について、掲載内容や情報のアップ時期等、適切に管理して見やすく使いやすいホームページになるよう努力してまいりたいと思います。なお、現在のホームページは平成26年にリニューアルしたところでありまして、現在はリニューアルすることは考えておりません。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。そのアクセス数の傾向を教えてくださいまして、58万～75万、86万ですかね、約、の増加ということで、このネット社会でありますのでこれはふえなかったらもう減ったのと同じだなというふうに思っていたところですけど、ふえてきているということなので、妥当の辺かなというふうに思ったりしているところです。それで、早速6月の16日に情報化推進委員会ですか、というのを開いていただいて適切な情報のアップの仕方、方法等検討されてありがたいなというふうに思っているんですけど、これはホームページですけど、ふるさと創生課が中心となってやるんですけど、それぞれの課のことなども全部ふるさと創生課がやるんですかね、専門員さんもおられるんであれなんですけど、その辺はどんな感じですか。

(川上議長) はい。答弁を求めます。小林町長。

(小林町長) それでは担当課のふるさと創生課長の方から答弁しますので、よろしくお願いたします。

(盛田ふるさと創生課長) はい。ふるさと創生課盛田でございます。ホームページの管理の仕方ということでご質問ですけども、今、総体的な管理は一応ふるさと創生課がするんですけどもそれぞれの課に、先ほど言いました情報化推進委員会というのを設けておまして、そちらの方で指導していただきながら各課で情報発報していただくという体制を取っております。以上です。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。課長がすべてそういった機械に詳しいということじゃなくても確かにいいと思っております。その推進委員さんがおられるということですね、各課に。それで、その推進委員さんの頑張りが課の情報発信の良し悪しに本当に係ってくるんだろなというふうに思います。それで、ちょっと粗をつつくようになるんかもしれませんが、ちょっとこの質問するので僕もちょっとホームページ結構じろじろ見させていただきました。それで、教育長の予定がまっさらなんです。もうすごい教育長の動きが見えなくて、教育委員会に行けばいいんですけど、はい。ちょっと残念な感じですし、それで、ちょっと若葉団地の副自治会長をしているもので、今度の若桜町の集落公民館等施設整備計画書のところを見させていただきました。それで、その用紙が平成24年度と書いてあるんです。この24取ればいいのになと思うような、括弧に、括弧というかね、にすればいいのになと思うようなところで、もうちょい、何か、推進委員さんおんさるんですけど、この辺課長の監視をしっかりといただいて、そういったところもちょっと見ていただいて、よりやっぱりいいホームページにさせていただけたらなというふうに思います。

それで2番目の質問に移りたいと思います。それで、町報わかさの関連ページっていうことで、何か、QRコードを付けてより詳しいものを見ていただくってようなことをしてはどうかと思います。それで町長も結構IP告知で言っても、防災無線で言ってもなかなか伝わらんわいやって言うふうに言ったりもされていると思っております。その使える方だけに限られるんかもしれませんが、こういったQRコードを付けてそのページにすぐ行けるようにしてはどうかというふうに思いますが、お尋ねします。

(川上議長) 答弁求めます。小林町長。

(小林町長) はい。QRコードは小さな枠に大量のデータを保存しておまして、対応する機能を持った端末で読み取ることの手軽に情報を得ることができますが、QRコードを利用することで広報誌やチラシ等では掲載できなかった詳細な情報を広報することができます。毎月発行しています広報わかさでは、紙面の関係上、記載内容を要点のみとして、詳細については直接問い合わせをするか、ホームページ等の確認が必要な場合があります。若桜町のホームページ内に詳細な情報を記載し、QRコードを利用することで関連ページへ直接アクセスすることができれば、利用者が知りたい情報を容易に探すことができ、情報提供の幅が広がると考えます。一方で、QRコードを読み解くための端末を利用者が所持している必要があることや、町報作成時にQRコードのリンク先を確認する事務の増加等が課題と

して考えられますので、そこを解決しながら前向きに検討もしていきたいというぐあいに思っておるところでもございます。

(川上議長)

前任孝行議員。

(前任議員)

はい。私も前期は議会だよりの広報委員長をさせていただいて、ほんとに詳しく知りたい方は詳しく載せて言われるし、だけど、そんな全部必要ない、もうこの目玉な事業をっていうようなことで目玉の事業を載せると、そうか、そういった意見もあったりして、何かどうしても皆さん、町民の方が見たい情報っていうのを絞らないといけないということがあったりしたので、多分広報わかさについてもそういったことになっているんじゃないかなというふうに思いますので、そういったQRコード等の利用のほうも検討していただけたら、というふうに思います。

では、3番目の質問に入ります。平成24年の9月にSNSで広報してはというのを質問させていただきました。それで、結構教育委員会の事業等はアップされる機会が多く、また情報館の様子についてもあんまり行かんでいけんですけど、情報として受けられるようになりました。それで、その後の対応としてどのようにされてきたのか、お尋ねいたします。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。若桜町ではツイッター、フェイスブック等のいわゆるSNSの利用促進を図るため、平成26年度に若桜町ソーシャルネットワークサービス運用ガイドラインを策定しています。主に町内での開催されるイベント行事や町が行う事業、制度、試験等の告知、若桜町の特色、特産品の紹介等行うこととしていますが、ツイッター、フェイスブックともに投稿数が少ないのが現状です。原因としましては個人情報の流出、不適切な内容の投稿を防ぐために課内で確認を取ってからの投稿が必要であり、事務が煩雑なことなどが考えられます。現代社会においてSNSは有効な情報発信ツールでありますので、積極的に活用し、全国に向けて若桜町の情報発信を図っていきたいと思いますが、個人を攻撃したり、誹謗中傷をするようなトラブル発生等も現実にあると聞いていますので、その対策もあわせてみんなが使いやすいSNSの利用方法等を考えていきたいと思っております。

(川上議長)

前任孝行議員。

(前任議員)

はい。町長がすごいフェイスブックをアップしてくれるので、町の動きっていうのも僕自身はすごくわかってありがたいなというふうに思うんですけど、町長がアップしなかったら、他の課はどうなっているのかなというのがあたりもしたりして、教育委員会は結構アップされているのでわかるんですけど、多分内容や時間とか場所とか、そういった簡単どころだったら大丈夫なのかなというふうに思います。何か、何かね、感想とかそんなのを入れだすとやっぱりそれに反応して誹謗中傷とかも来たりするんじゃないかなというふうに思いますので、何かほんと簡単なこういうイベントとかがありますよっていうようなことが、最低限のことでいいと思うんですけど、そういったものがあったり、ポスターとかも出来たりしたものとかもどんどんアップしていただけたらいいのになんていうふうにちょっと思っております、この機会にちょっと質問させていただいております。

はい。いいですけど。

はい、じゃ、4番に移りたいと思います。それでI P告知端末機での広報も盛んにされています。それでI P告知端末機のない世帯っていうのもの対応は今のままでいいのかどうか、お尋ねします。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。I P告知でございますけども、高齢者の方でも容易に操作することができるタッチパネル式端末を活用することによりまして、平常時から緊急時までさまざまなコミュニケーションをサポートする機器として、平成23年度にI P告知端末の設置を行いました。現在町内に1,338機のI P告知端末を設置して、町内無料通話、イベント事業の告知放送、お元気ですかコールによる福祉サービス等に活用しています。近年は携帯電話の普及によりまして固定電話、I P告知端末の必要性がないと判断される所帯もあり、平成23年度末には96%の加入率だったのが平成27年度には94%になるなど、推定ではありますが80所帯強の方が設置されていないと把握しています。I P告知端末のない所帯への対応については、防災行政無線を用いた町内放送で重要な情報や災害等の放送を、緊急放送を行っております。そのほか広報わかさの発行、若桜町ホームページの新着情報掲載等を継続的に行い、十分な広報活動ができるように検討を行いたいと思います。

(川上議長)

前任孝行議員。

(前任議員)

はい。これを思ったのが、副自治会長をしていて、若葉団地の新しいところとか、新しく来られる方とかがおられるんですけど、やっぱりその若い方とかになると、ほんとに先ほど町長言われたように、携帯で対応するけえ、固定電話つけんわみたいなのがどうしても多くて、ちょっと今、集落の、何かもういけん、これ議員じゃない。いいです。有線放送がちょっと調子悪くて、それでI P告知とかで交付、集落放送したりもするんですけど、それさえもなかなか届かんけえ、回覧板とかで一生涯懸命対応したりはするんですけど、そういったことがあって、そのI P告知でその固定電話、インターネットを接続されたりするんだったらいいということを知って、そのことも推進せんといけんというふうに思うんですけど、やっぱりこればかりに頼ったら本当にいけんというふうに思っているところなんです。

それで、どうしてもね、情報として出している側としてはI P告知に入れているんですけど、と言っちゃうんですけど、やっぱりいろんな方法で情報を提供せんといけんというふうにしたところなんです。ホームページ、先ほど町長も言われましたホームページ、またSNSや広報わかさ、それで防災無線等さまざまな形で広報しないとなかなか伝わらんというふうにする次第です。それで、ほんとに議長の方も休憩時間とかで、鳥取若桜会とか関西若桜会などで参加したときに、結構その会員の方にホームページのことを言われて、わしも結構言ようるんだけどということを知られて、ちょっと今、議長を代弁してさせてもらっております。少し、そういったことで、やっぱり町外におられる方はほんとに楽しみにされているということですので、先ほどの町長の答弁にあったように、ほんとにいい若桜ですから、これをもっとふるさとを愛する方々、また町民はもちろんですけど

ね、そういった方に情報がしっかり伝わるように期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

「若桜の食文化の継承及び振興に関する条例」 について

3、「若桜の食文化の継承及び振興に関する条例」についてです。昨年の9月定例会で本条例を制定して以来、個人的にも意識して地産地消すべく各会合等で宣伝してきました。この条例のことを話すたびに、「なんちゅうええこと考えただいや、もっと宣伝せえ。」と、まだまだ周知できていないので、個人的にも広報していこうとは考えているところです。議員提案で制定を行った条例ですが、町の役割も3条に入れさせてもらっています。地産地消を進める上で、制定後、町としてどのように実施してきて、どのように推進していくおつもりか、お尋ねします。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。昨年度「若桜の食文化の継承及び振興に関する条例」を交付しましたが、この条例は若桜の食文化の継承・振興及び地産地消の推進について、町民、事業者及び町の役割を明らかにして持続的な発展に寄与することを目的に作られました。この条例には町の役割、町民の役割、事業者の役割、若桜の食文化の奨励、個人の嗜好等の配慮が謳われ、それぞれの目的達成に向けた役割が明記されています。第3条の町の役割では、若桜の食文化の普及に係る事業、教育、その継承・振興及び地産地消の推進に関して必要な措置を講ずるよう努めることになっています。まず、若桜の食文化の普及に係る事業についてですが、道の駅若桜の食堂では若桜町産の米を使い、初夏と秋には山菜料理を提供していますし、その他、町内産の肉、野菜なども使用しております。食事をされた方からは高い評価をいただいておりますし、また、氷太くんでは秋のフェアと称した食事会を昨年開催しましたが、そこでは若桜町産の米はもちろんのこと、若桜の山菜を使った天ぷらや鹿シチューをメニューに加えて提供しました。

次に教育その他の継承についてですが、若桜学園の学校給食では、若桜米の使用を初め、食育の一環として行われるおすすめ献立やふるさと献立で若桜の野菜や豚肉、鹿肉、味噌、こんにゃく、若桜の食材を活用した献立にして、生産者などと交流給食も実施しています。また、平成28年11月には辻調理師専門学校との連携協定を締結しました。このたび補正予算に計上させていただきましたが、地域食材の魅力向上、魅力を発信できる人材育成にも取り組むため、若桜町の食材を使った料理教室の開催の計画を進めているところです。次に、振興及び地産地消の推進についてですが、若桜町の食文化を再認識し、より洗練された町の魅力向上や、食による産業創出を図る6次産業化は第9次若桜町総合計画後期基本計画の主要施策の1つでもあります。積極的に6次産業化に取り組まれる個人や団体に対しまして補助事業を活用して支援していきたいというぐあいに思っているところでもございます。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。町としてさまざまな分野で地産地消を進めていただいているなというふうに思っているところです。それで、最近のことといたしましては、わかさ氷ノ山トンネルの、何だ、祈願祭、安全祈願祭のときとかも乾杯はなかったんですけど、僕もちょっとそのとき飲めなかったからあまり強く言えなかったのであれですけど、お土産の中に地酒もあったり、桜ジャム、かりん糖とかあったりして、若桜のものをちょっと意識してあるなというふうには思いました。それで、私自身も先ほど広報しようというということで、若桜学園のPTA副会長ですんで、その会のときとかもなるべく地酒を飲もうということでもちゃんと注いで回っていますし、それでスキー国体でこのたび白馬村に行ったということを言いましたけど、そのときの他県のスキー連盟、他の県連のスキー連盟のお土産ということで若桜の地酒とそれとちょっと智頭の選手もいたので智頭のお酒も持っていったところ、とてもおいしかったということで、持っていった、重い酒ですけども持っていった甲斐があったなというふうに思ったところです。

それで、2番の質問に移りたいと思うんですけど、その2月に長野の白馬村に行ったときに、「信州地酒取扱店」という看板を宿泊施設で見つけたんです。それで、その宿泊施設では2合が1,500円の地酒を売ってました。すごいしゃれた容器に入っていて、知り合いが買ってくれて飲ませてもらったんですけど、すごいおいしかったんですけど、後から値段を聞いてびっくりして、2本目頼まんでよかったというようなことだったんですけど、ほんとにその白馬村の雪景色をバックにしゃれた容器に入ったお酒っていうのは、雰囲気マッチしていれば金額は関係ないのかなというふうに思ったところです。

そこで地酒で乾杯条例を制定してる鳥取市、また鳥取県の東部一円の町との連携で「因州地酒取扱店」看板を作る支援を働きかけて、推進のきっかけにしてはと思います。町長のほうにはその関係団体から陳情があったということを聞いておりますので、こういった条例ができたでっていうことで、ちょっとこんなしてみいやみたいなのということで話をさせていただけたらと思うんですが、所見を伺います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。まず、この若桜の食文化の継承及び振興に関する条例でございますけども、実は乾杯条例が知らん間にこういう格好にちょっと変わったものでございまして、私たちもちょっとびっくりしたわけなんでございますけども、実はやっぱりこういう条例を作るときには、最低半年は私たちもしっかりと議論をしながら進めていかないとイケんのかなということも思っております、確かに今の私たちの職員も、今、何していいんだわからんというぐあいには思っておりますけども、私たちはきちんと方針を持っておりまして、若桜のエゴマとか、あるいはきょう新聞に出ておりましたニホンジカとか、豚肉、弁天娘、弁天まんじゅう、あるいはイチゴとか、いろんな問題が若桜にたくさんございますから、そういうものは一番大切にしながら進めて行ったり、これから茸類とかっていうようなこともこれから進めていきたいということを思っております、それをいかにやっぱり若桜でお金にするかというようなことを、これから考えて若桜の継承及び振興に

関する条例に沿ったものをここでやっていきたいなということを思っておるところでもございます。この間、「因州地酒取扱店」っていうようなことでちょっと来られました。来られて、だけど、私のところではこの条例で乾杯条例を作っておりますから、今のところはちょっとこれで十分だというぐあいには思いますけどというお話をしたんで、もう既に、もう会議の宴会には、必ず地酒で乾杯ということで、もう盃もちゃんと出来ておりましてという、そういう話もしまして、若桜の場合にはその乾杯条例になっておりませんからあれなんですけども、ほんとは乾杯条例で鳥取県の東部だけぐらいな気持ちで条例を作っていたらよかったですけども、ちょっといろいろ若桜の地酒だけということにちょっとあれされたもんですから、そういうことになったわけですけども、しっかりと条例もできたもんでございますから、私たちもそういう条例を大切にしながら、地元のものもしっかりと作っていくこと、それからまたこれをお金にすること、そういうことをこれからしっかりと仕事の中で生かしていきたいというぐあいには思っておるところでもございますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。関係団体と全然話もしてなかったんで、そういった動きがもう既にあるっていうことは知りませんでした。びっくりしました。はい。こういった9月、去年の9月ですけど、いきなりこの条例が伝わるというふうには僕自身も思っていないんですけど、少しずつでもこういった働きかけをしていって、若桜町全体で地産地消、さらには地産全消ですかね、全国で。それで広がっていくことを期待いたしまして、本日の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。